| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 備考<br>1 ～ 9　［略］<br>10　繰延税金資産と繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載すること。 | 備考<br>1 ～ 9　［略］<br>10　投資その他の資産に記載すべき繰延税金資産と固定負債に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として記載すること。流動資産に記載すべき繰延税金資産と流動負債に記載すべき繰延税金負債とがある場合についても、同様とする。 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（ガス事業会計規則の一部を改正する省令の一部改正）

**第一条**　ガス事業会計規則の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下に点線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下に点線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | | |
| --- | --- | --- | --- |
| **附則別表第1**（附則第4条関係） | | | |
| | | 収益 | |
| 款 | 項 | 備 | 考 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | |
| その他収益 | ［略］ | | |
| | 受取利息 | | |
| | 雑収入 | | |
| | ［略］ | | |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | | | |

| 改正前 | | | |
| --- | --- | --- | --- |
| **附則別表第1**（附則第4条関係） | | | |
| | | 収益 | |
| 款 | 項 | 備 | 考 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | |
| その他収益 | ［略］ | | |
| | 受取利息 | | |
| | 雑支出 | | |
| | ［略］ | | |

**附　則**

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後のガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）及びガス事業会計規則の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第十八号）の規定は、平成三十年四月一日以後開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。